

時間外労働を行うには

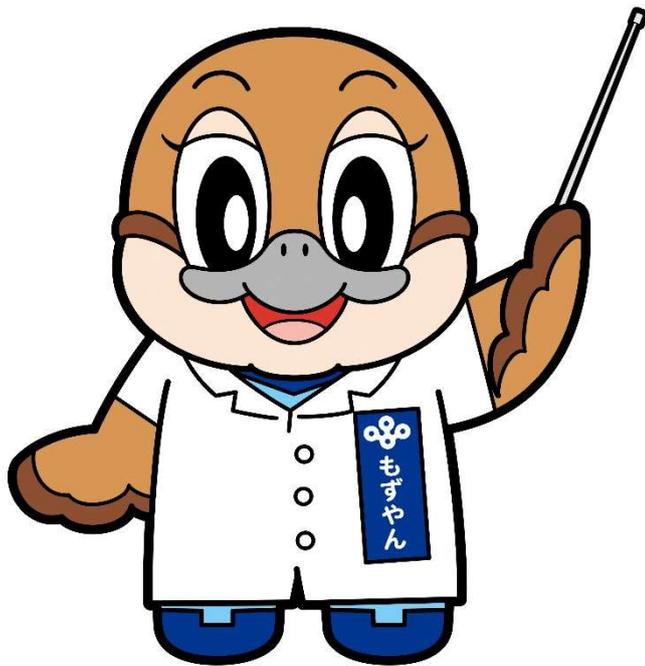
36（サブロク）協定が必要です。

「36協定締結周知期間」（令和6年1月15日～2月14日）

～ みんなで、むすぼう！ 36協定 ～

3 6

36協定、提出してや！



©2014 大阪府もずやん

- 労働基準法では、労働時間は原則、
・ 1日8時間・1週40時間以内
とされています。
これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に
時間外労働（残業）をさせる場合には、
・ 労働基準法第36条に基づく
労使協定（36協定）の締結、
・ 労働基準監督署への届出
が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を
行う業務の種類」や、「1か月や1年
当たりの時間外労働の上限」を決めな
ければなりません。

時間外労働の上限規制等があります。

- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」を、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）
- ※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

検索 労働基準監督署一覧

主催：  厚生労働省大阪労働局

 大阪府